

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和6年4月15日
—第70号—

儲け話に関するトラブルに注意!

相談事例

SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。そこで運営事業者から資金運用に成功した事例を聞き、実際に投資するよう勧められている。信用できるのか。



アドバイス



●金融商品取引法に基づく登録を受けていない無登録事業者がセミナーやSNSを通じて投資話を持ち掛け、お金を振り込ませる、といった相談のほか、暗号資産に投資すると大儲けできると勧誘を行い、配当や預かった暗号資産の払い戻しに応じない、といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

●中には、「借金しても利益のほうが大きいから絶対に儲かる」と言って消費者金融等から借り入れて投資をさせて、結局は儲からずに借金だけが残ってしまう、といった事例もあります

●投資勧誘を受けた場合には、金融庁のウェブサイトでは金融商品取引業の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

●困ったときは、お近くの消費生活センターに相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

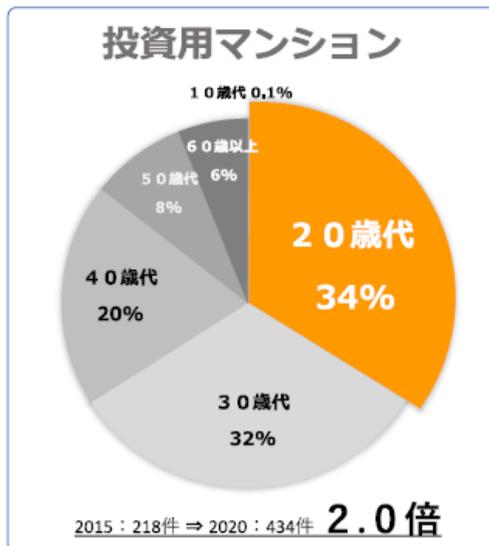
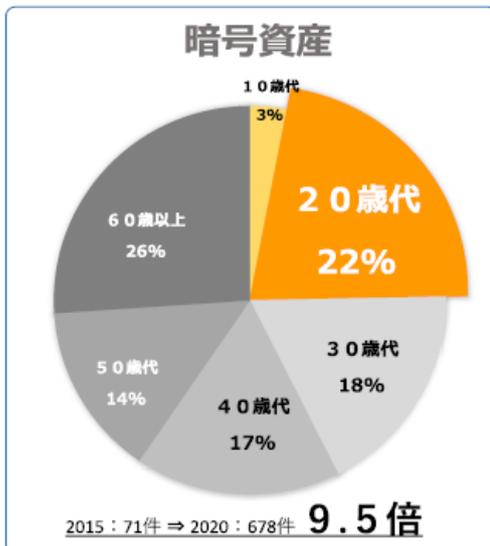
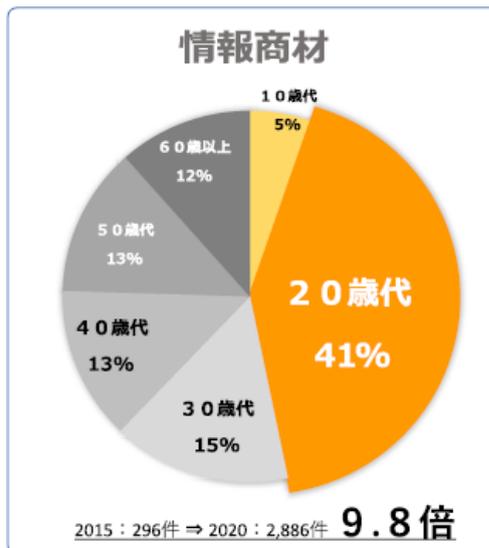
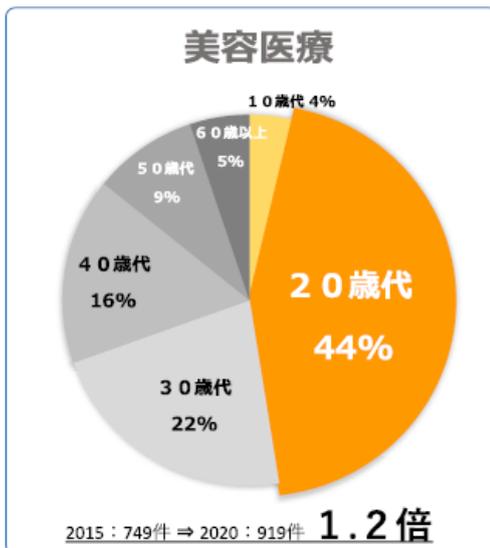
お知らせ

20歳代の若者に「もうけ話」に関するトラブルが増えています！

- 2015年と2020年を比べると消費生活相談に占める20歳代の割合が**情報商材**や**暗号資産**、**投資用マンション**に関する相談で大幅に増加しています。「簡単にもうかる」といった話を**安易に信用しないように**しましょう！

20歳代の若者の「もうけ話」「美容」をめぐるトラブルの状況

消費生活相談に占める20歳代の割合



※PIO-NETに登録された、2021年3月31日までに受け付けられた消費生活相談件数
※円グラフは原則小数点以下を四捨五入しているため合計しても100%にならない場合がある

消費者庁ホームページより

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど